

令和8年度文京区学校給食費代替補助金について

文京区では、食物アレルギー・長期欠席等の事情により、学校給食の提供を受けることができない児童・生徒の保護者様の経済的負担を軽減するため、学校給食費相当額を給付します。

補助金の支給を受けるためには、学校へ事前にお申し出いただく必要がございます。

1. 対象者

以下の条件に当てはまる児童・生徒の保護者様

- ① 文京区立小・中学校に在籍している
※文京区外在住の方も対象
- ② 食物アレルギー・長期欠席等の事情により、ひと月をとおして学校給食の提供を受けることができない
※月の途中で転入・転出した場合、転入・出月については在籍日数で計算
※牛乳・パン等、一部でも給食提供を受けている場合は対象外

2. 補助額

- 下記該当学年の1食単価に、在籍クラスの給食回数に乗じた額を補助します。

小学校			中学校
低学年	中学年	高学年	
360円	380円	410円	460円

※月の途中で対象となった場合や、月の途中で対象外となった場合は、算定月から除外
※転入・転出の場合、転入月は転入日から、転出月は転出日までを給食回数として算定

(計算例: 小学1年生で、4月から7月の給食回数が60回だった場合の1学期分補助額: 360円×60回=21,600円)

3. 支給時期

- 原則、年2回(1学期分、2・3学期分)に分けてご指定の口座にお振込みします。
 - ① 令和8年8月上旬…1学期(4～7月)分
 - ② 令和9年4月上旬…2・3学期(9～3月)分※申請書の提出時期によって、振込みまでに時間を要する場合や、通年分を一括で振り込む場合がございます。

4. 支給までの流れ

01 学校へ申出



補助金の対象となる月の、前月20日頃までに在籍校へお申し出ください。

02 申請



対象者に案内を郵送します。
電子申請、または申請書を郵送するか学務課窓口にご持参ください。

03 補助金の受給



申請受付後、ご指定の口座にお振込みします。

※申請書は1年度につき1回、児童・生徒1人につき1枚提出する必要があります。

【お問合せ先】

文京区学校運営課給食給付担当(シビックセンター20階)

TEL.03-5803-1959

学校給食費
代替補助金
詳細はコチラ▶

